

# グループ戦略策定・展開支援事業に係る専門家派遣事業実施要綱

東中発第938号

平成24年3月29日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「グループ戦略策定・展開支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第4条に基づき、グループ戦略策定・展開支援事業に係る専門家派遣事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「中小企業グループ」（以下「グループ」という。）とは、次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業2社以上で構成し、都内に主たる事業所を有する中小企業が2分の1以上を占めていること。

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条第1項に規定する中小企業団体で、都内に主たる事業所を有していること。

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合で、都内に主たる事業所を有していること。

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人（特例民法法人を含む。）で、都内に主たる事業所を有し、かつ都内に主たる事業所を有する中小企業が2分の1以上を占めていること。

## (派遣の対象)

第3条 本事業において、派遣の対象とする者は、次のとおりとする。

(1) 計画策定支援事業

グループ

(2) 計画実施支援事業

グループ戦略策定支援特別対策事業、又はグループ戦略策定・展開支援事業により事業計画等を策定したグループ

## (専門家の業務)

第4条 専門家は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 計画策定支援事業

ア グループ又はグループ内企業の経営状況の把握

イ グループ又はグループ内企業の企業診断

ウ 事業計画書の策定に対する助言・指導

エ その他事業の遂行に必要な業務

(2) 計画実施支援事業

- ア 事業の実施状況の把握
- イ 事業実施に向けての助言・指導
- ウ グループが実施する助成事業の進行管理
- エ グループが実施する助成事業の遂行上生じる課題の解決への支援
- オ その他事業の遂行に必要な業務

(専門家の登録)

第5条 会長は、グループに派遣する専門家を事前に登録するものとする。

- 2 登録を受けようとする専門家は、登録願（様式第1）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項に規定する登録願の提出を受けたときは、内容を審査の上、適当と認める者を登録し、委嘱状により事前に登録のあった専門家に通知するものとする。
- 4 前項の規定による委嘱を承諾する専門家は、就任承諾書（様式第2）を会長に提出しなければならない。

(専門家派遣の利用)

第6条 本事業を希望するグループは、第4条第1号に規定する計画策定支援事業の利用に当たっては、利用申込書（様式第3-1）（正2通）、第4条第2号に規定する計画実施支援事業の利用に当たっては、利用申込書（様式第3-2）（正2通）に必要な書類（各2部）を添えて、会長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

- 第7条 会長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、審査の上、必要があると認めるときは派遣の決定を行い、グループに通知するものとする。
- 2 会長は、前項による派遣の決定に当たっては、適正な実施を行うため必要があると認めるときは、申込に係る事項について修正を加え、支援の決定をすることができる。

(専門家の派遣)

第8条 会長は、派遣を決定したグループに対し、第5条の規定により登録された専門家のうち、グループの事業内容等を勘案の上適当と認める者を、支援期間内で派遣する。

2 専門家の派遣回数、以下のとおりとする。

(1) 計画策定支援事業

1 グループにつき8回限度

(2) 計画実施支援事業

1 グループにつき4回限度

3 会長は、グループの取組状況その他やむを得ない事情により適当と認める場合において、専門家を変更することができる。

(申込内容の変更)

第9条 グループは、申込内容を変更しようとするときは、あらかじめ承認申請書（様式第4）（正2通）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、会長が認める軽微な変更については、この限りではない。

(事業の中止)

第10条 グループは、当該派遣を中止しようとするときは、あらかじめ中止申請書(様式第5)(正2通)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、審査の上、中止の承認を行い、グループに通知するものとする。

3 前項による事業の利用中止の承認を受けたグループは、その事業に対して会長が支払った謝金の全額を負担するものとし、会長は、グループに対し謝金額を請求するものとする。

(状況報告)

第11条 グループは、9月30日現在における事業の遂行状況について、中間報告書(様式第6)(正1通)を10月5日までに会長に提出しなければならない。ただし、9月30日までに事業を完了若しくは、中止した場合又は会長が事業の実施状況を求めた場合はこの限りではない。

(指導報告)

第12条 専門家は、グループへの指導の報告について、指導報告書(様式第7)を各回の現地指導終了後7日以内に到着するように、会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 グループは、事業が完了したときは、事業の完了後14日以内又は2月10日のいずれか早い日までに、第4条第1号に規定する計画策定支援事業の報告に当たっては、事業計画(経営改善計画)書(様式第8-1)(正2通)、第4条第2号に規定する計画実施支援事業の報告に当たっては、完了報告書(様式第8-2)(正2通)に必要な書類(各2部)を添えて、会長に提出しなければならない。

(事業の完了)

第14条 会長は、前条の計画書の提出があったときは、審査の上、適正な内容と認められるときは、支援完了をグループに通知するものとする。

(派遣専門家への報酬)

第15条 会長は、専門家から第12条に規定する指導報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、派遣専門家に対し報酬を支払うものとする。

2 報酬の額は、第8条の規定により決定された派遣回数について、1回当たり5万2,000円とする。

3 専門家が指導場所までの移動に係る旅費については、報酬に含めるものとする。

4 報酬の支払については、第12条に規定する指導報告書の提出を受け、指導内容が適正であると認めるときは、原則として派遣4回分毎に支給するものとする。

(派遣専門家の義務)

第16条 専門家は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報等については、秘密を厳守し、業務以外に利用してはならない。  
また、派遣終了後も同様とする。
- (2) 業務上、グループに対し、支援の対価等の利益供与を受けないこと。
- (3) 中央会の名誉を毀損するような行動をとらないこと。
- (4) 会長が実施状況を求めた場合は、診断及び助言の進捗状況等について報告すること。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、専門家の派遣に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 (東中発第938号 平成24年3月29日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。